

一、兵後返集ニ関スル件

兵後一切ノ應召ニ付シテ遷シタル日數ト往後日數和算ノ上日給金額ニ付
スルコト

一、病葉欠勤ニ関スル件

病葉欠勤十日以上ニ至リ六十日迄ニ付シテ一日給ノ二分ノ一ヲ支給スルコト

一、勤怠簿ニ関スル件

勤怠簿ヲ作製シ各係ニ備付テ毎日表入スルコト

一、出張手当ニ関スル件

従来支給ノ率ノ倍額ヲ支給スル事

一、急引ニ関スル件

一、父母、配偶者、子

二、祖父、祖母、兄弟姉妹、配偶者、父母伯父母

五 日
七 日

三、遺族、親、兄弟

四、妻死後ニ付給シタルコト

三 日
五 日

但シ前記各ノ場合往後日數八日給支給スルコト及チ予欠勤ノ取替申出ルコト

一、給付ニ関スル件 (一) 給料一枚

通服費等ニ付着脱支給スルコト

作業服ハ随時改着シ第一着(右部)外給支給スルコト

外給ヲ支給スル事

一、涼具ニ関スル件

涼具改善並ニ第一回定期手入サナ事 (七月頃)

夏電扇ニ関スル件

一、十時間制ニスルコト

但シ勤務時間ハ従来ノ通りニシテ差支ナシ